

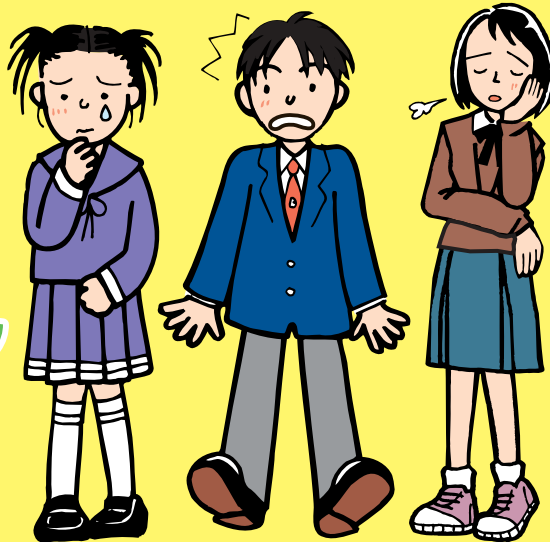
中学3年生の保護者の皆様へ



ケータイに潜む危険性から

保護者の関心が子どもを守ります!

ネットいじめ
迷惑メール

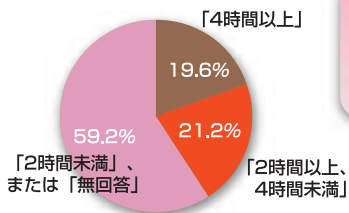


出会い系サイト
アダルトサイト
携帯依存

石川県の高校生の実態は・・・

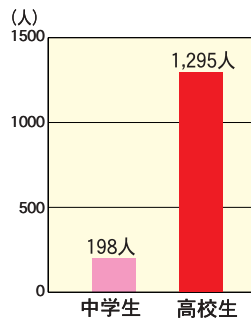
【平成20年10月 石川県教育委員会「携帯電話に関するアンケート調査」より】

高校生の1日のケータイ使用時間



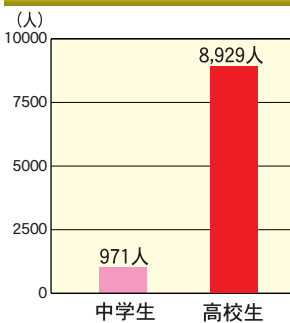
約4割は「2時間以上」、約2割は「4時間以上」ケータイを使っています!

出会い系サイトへアクセス経験のある中高生



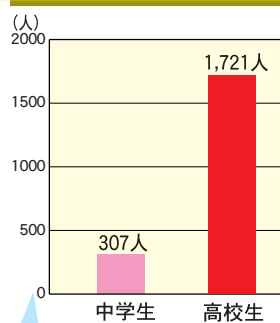
18歳未満が出会い系サイトを利用することは、法律で禁止されています。

個人サイト(プロフ、ブログ等)を開設している中高生



個人情報を書き込んでいたり、性犯罪の被害にあう危険性もあります。

ネット上でいじめ等の被害を受けた中高生



ネット上の誹謗中傷などの書き込みが、トラブルや事件に発展する可能性があります。

教員等で組織された「ネットチェッカーズいしかわ」が学校裏サイト、ブログ、プロフ、コミュニティサイト等を巡視しています。

子どもを有害情報から守るため、 フィルタリングを利用しましょう!

改正「いしかわ子ども総合条例」(平成22年1月1日施行)では、

フィルタリングの徹底について (条例第34条の2関係) 一要旨一

保護者は、子ども※¹の携帯電話にフィルタリングサービスを利用しない申し出をする場合は、やむを得ない理由※²を記載した書面を携帯電話事業者に提出しなければなりません。

※¹ 「子ども」とは、ここでは18歳未満の「青少年」を指します。

※² やむを得ない理由とは、次のとおりです。

- ① 青少年が就労している場合で、当該業務に支障が生じること
- ② 障害・疾病等により、日常生活に必要な情報収集に支障があること
- ③ 青少年が有害情報に触れないようにするために保護者が常に利用状況を確認できること



と定めています。

子どもにケータイを持たせる場合には、 親子で話し合って、ルールを決めましょう!



〈例〉

- ☑ フィルタリングをはずさない
- ☑ 人を傷つける書き込みは絶対にしない
- ☑ 危険なサイトに絶対にアクセスしない
- ☑ 架空請求やいやがらせ、脅迫等を受けたら必ず相談する
- ☑ ネット上で知り合った人と絶対に会わない
- ☑ むやみに個人情報や写真を公開しない
- ☑ 通話、アクセス履歴は保護者が常に確認する
- ☑ 使用時間(1日〇時間まで)や使用時刻(夜〇時以降使用しない)を決める

フィルタリングを解除しなくても音楽をダウンロードしたり、クーポンを入手したり、ゲームをしたりすることはできます。

(フィルタリングは、違法なサイトや有害な情報へのアクセスを制限します。)

困ったとき、わからないときはご家庭で悩まずに学校や警察にご相談ください。

石川県警察本部
生活環境課サイバー犯罪対策室
電話 076-225-0110(代表)

【発行】平成23年1月 石川県教育委員会事務局生涯学習課
〒920-8575 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話 076-225-1837
URL <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syougai/>

【協力】石川県健康福祉部 ・ 石川県警察本部